

財団法人ふくしま市町村建設支援機構組織規程

(目 的)

第1条 この規程は、寄附行為に定めがあるものを除くほか財団法人ふくしま市町村建設支援機構（以下「支援機構」という。）の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 支援機構に事務局を置き、事務局内に本部及び出先機関を置く。

2 本部に次の表の左欄に掲げる部及び同表の右欄に掲げる課を置く。

部	課
総務部	総務企画課
業務部	土木1課
	土木2課
	設備課
	建築課

(分掌事務)

第3条 支援機構本部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

- (1) 理事会及び評議員会に関すること。
- (2) 寄附行為その他諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 組織、人事及び庶務に関すること。
- (4) 予算、決算及び経理に関すること。
- (5) 広告及び広報に関すること。
- (6) 再生計画の評価及び進行管理に関すること。
- (7) ISO（スマイル5Sを含む。）の推進に関すること。
- (8) コンプライアンスの推進に関すること。
- (9) 事業計画の策定及び事業報告に関すること。
- (10) 支援機構事業の企画に関すること。
- (11) 支援機構情報の収集及び分析に関すること。

- (12) 支援機構の情報発信に関する事。
- (13) 電子化業務の受託に関する事。
- (14) 研修事業に関する事。
- (15) 支援機構職員の研修に関する事。
- (16) 試験審査所に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (17) 前各号のほか、他課の所掌に属しない事務に関する事。

土木1課

- (1) 土木の受託業務メニューの拡充に関する事。
- (2) 橋梁事業等の受託に関する事。
- (3) 公益事業の推進及び管理に関する事。

土木2課

- (1) 道路、都市計画、河川、砂防、漁港、港湾の各事業及び災害復旧事業に係る調査、計画、設計積算及び工事管理（橋梁に関する調査、計画、設計を除く。）の受託に関する事。
- (2) 公益事業の推進に関する事。
- (3) 試験審査所に関する事（技術に係るものに限る。）。

設備課

- (1) 水道事業に係る調査、計画、設計積算及び工事管理の受託に関する事。
- (2) 電気・機械設備に係る調査、計画、設計積算及び工事管理の受託に関する事。
- (3) 公益事業の推進に関する事。

建築課

- (1) 建築事業に係る調査、計画、設計積算及び工事管理の受託に関する事。
- (2) 公益事業の推進に関する事。

(出先機関の設置)

第4条 理事長は、事務の一部を分掌させるため、必要に応じ出先機関を置くことができる。

2 出先機関の名称、位置及び分掌事務は、次表のとおりとする。

名 称	位 置	分 掌 事 務
財団法人ふくしま市町村建設支援機構試験審査所	郡山市	1 建設工事に材料の品質確保に関すること。 2 建設工事に材料試験の受託に関すること。 3 所の庶務及び経理に関すること。

(職及び職務)

第5条 支援機構に次の表に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(本 部)

組織	職	職 務
事務局	局長	上司の命を受け、事務局を統括する。
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課	課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(出先機関)

組織	職	職 務
試験審査所	所長	上司の命を受け、所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 第1項に規定する職のほか、必要に応じ別表1の左欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第6条 前条に規定する職のほか、必要に応じ支援機構に次の表に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
参 与	理事長の命を受け、特に指示された事務を掌理する。
顧 問	理事長の命を受け、特に指示された事務を処理する。

(職の格付)

第7条 職員の格付けは別表2に定めるとおりとする。

(臨時職員の任用)

第8条 理事長は、必要に応じ臨時に職員を置くことができる。

2 臨時職員は、上司の命を受け、担任業務を処理する。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、支援機構の組織について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年5月7日議決)

この規程は、議決の日から施行する。ただし第5条第3項の規程は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年7月27日議決)

この規程は、平成4年8月1日から適用する。

附 則 (平成6年3月29日議決)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月27日議決)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年5月26日議決)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月26日議決)

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成6年4月1日施行の出張所設置運営要領は廃止する。

附 則 (平成12年3月27日議決)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日議決)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月29日議決)

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日議決）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日議決）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日議決）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日議決）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日議決）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項及び第6条で定める副課長担当職、主査担当職、上級係員職、係員職、副課長、専門技師、主任主査、主任技師及び副主任技師に係る部分は、同年6月1日から施行し、上席主査職、主査職、副主査職、主事・技師職及び上席主査に係る部分は、同年5月31日限りで廃止する。

附 則（平成21年5月26日議決）

この規程は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成22年7月30日議決）

この規程は、平成22年8月1日から適用する。

附 則（平成23年3月24日議決）

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

(第5条第2項関係)

別表1

職	職 務
管 理 官	上司の命を受け、特に指示された担任の業務を処理する。
副 課 長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、担任の業務を処理する。
副 所 長	上司の命を受け、所の事務を掌理し、担任の業務を処理する。
専 門 技 師	上司の命を受け、高度な担任の業務(技術)を処理する。
主 任 主 査	上司の命を受け、高度な担任の業務(事務)を処理する。
上 席 主 査	上司の命を受け、特に指示された担任の事務を処理する。
主 任 技 師	上司の命を受け、担任の業務(技術)を処理する。
主 査	上司の命を受け、担任の業務(事務)を処理する。
副 主 任 技 師	上司の命を受け、高度な担任の業務(技術)をつかさどる。
副 主 査	上司の命を受け、高度な担任の業務(事務)をつかさどる。
技 師	上司の命を受け、業務(技術)をつかさどる。
主 事	上司の命を受け、業務(事務)をつかさどる。

(第7条関係)

別表2

	局長職	部長職	課 長 相当職	副課長相当職	主査相当職	上級係員職	係員職
総合職	局 長	部 長	課 長 所 長	副課長 副所長	—	—	—
専門職	—	—	管理官	専門技師	主任技師	副主任技師	技 師
一般職	—	—	—	主任主査	主 査	副主査	主 事